

出張施術業務開始届出書留意事項

届出者は個人であること

施術者の住所地にある各区保健福祉センターに提出して下さい。

- ※ 柔道整復師には出張施術届出の制度はなく、出張施術のみという業務の形態は認められていません。
- ※ 施術所に従事している場合には原則本届出は不要です。
- ※ 出張施術には変更届がないため、届出事項に変更が生じた場合は廃止・開設の手続きをとる必要があります。

1 施術者住所

- 住所は住居表示どおりに記載してください。

2 届出者氏名

- フリガナを記載してください。また、生年月日・自宅の電話番号も記載してください。

3 業務の種類

- 該当する業務の□欄にチェックをして下さい。

4 開始年月日

- 提出期限は定められていませんが、**開始後速やかに**届け出てください。
- 業務開始以前に届出することはできません。

5 施術に用いる器具および消毒器具の概要

- 施術に用いる器具の消毒設備、手指等の消毒の方法を記載してください。

6 ホームページ掲載確認欄

- 掲載希望の有無、希望の場合はホームページ掲載用電話番号を記載してください。

◎添付書類

1 業務に従事する施術者の免許証の写し

- 免許証の写しは原本照合が必要です。
- 新規免許申請中で免許証が未交付の施術者については、登録済証明書（原本照合必要）を免許証の代わりに添付するものとしませんが、免許証の交付後に再度免許証の写し（原本照合必要）の提出が必要です。

2 施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し

- 本人確認書類の写しは原本照合が必要です。

3 履歴書

- 履歴書については様式を定めていないので市販のもの等を使用できます。

出張施術業務廃止・休止・再開届出書留意事項

- 出張施術業務の届出については、変更届の規定が無い場合、住所等、届出事項に変更が生じた場合は、業務の廃止及び開始届の手続きを行ってください。
休止届は、休止期間がおおむね1年以内であり、再開することがほぼ確実な場合の届出であり、休業期間が1年以上で再開の目途がたっていない場合は、廃止届を考えてください。
- 施術者の**死亡・失踪等**で家族等が届け出る場合は、戸籍法の規定に基づく届出義務者が届出をしてください。（届出義務者とは、死亡の場合は同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地管理人であり、失踪の場合は、失踪宣言を裁判所に請求した者）
- 施術者の死亡・失踪等による届出の場合、施術者住所・氏名・生年月日・電話番号欄には、届出義務者の住所・氏名・電話番号を記載するとともに、施術者との続柄（関係）を記載してください。
- 届出期限については、特に定めはありませんが、事由発生日からできるだけ速やかに届出を行なってください。